

宮 城 県 公 報

令和 7 年 9 月 16 日（火）
定期第 632 号

目 次

告示

- 生活保護法による施術者の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定施術者の廃止の届出（同）
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第 1 号漁業者）（10 件）（水産林政総務課）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の変更（防災砂防課）
- 土地改良区の定款変更の認可（北部地方振興事務所）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（2 件）（道路課）
- 開発行為に関する工事の完了（2 件）（建築宅地課）

宮城県告示第566号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	指定年月日
遠藤 桃子	レイス治療院 石巻	石巻市あけぼの 1 丁目 4 - 15 クラウンハイムあけぼのⅡ 102 号	令和 7 年 8 月 18 日

宮城県告示第567号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術者から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	施術所の名称	住所又は施術所の所在地	廃止年月日
渡邊 将志	レイス治療院 大河原	柴田郡大河原町字町 55－2 サウスロアヴェール 103	令和 7 年 6 月 9 日

宮城県告示第568号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 3 加入区
水 域	共第 102 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち大島の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市横沼 35 伊東 正則 気仙沼市亀山 7－28 小松 武
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	418 人

宮城県告示第569号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 8 加入区
水 域	共第 106 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の気仙沼地区支所の地区のうち階上の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	気仙沼市波路上後原 26－8 畠山 信夫 気仙沼市波路上後原 14－10 三浦 千加良
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	258 人

宮城県告示第570号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 14 加入区
水 域	共第 109 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の歌津支所の地区（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	宮城県本吉郡南三陸町歌津字伊里前 325－27 阿部 洋 宮城県本吉郡南三陸町歌津字番所 55－2 三浦 恒志
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	739 人

宮城県告示第571号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 16 加入区
水 域	共第 110 号及び共第 111 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち志津川の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 27 日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町志津川字天王山 38 番地 137 久保田 司 本吉郡南三陸町志津川字内井田 52 番地 36 渡邊 剛
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	366 人

宮城県告示第572号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 18 加入区
水 域	共第 111 号及び共第 112 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の志津川支所の地区のうち戸倉の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 27 日
発起人の住所及び氏名	本吉郡南三陸町戸倉字寺浜 86 番地 6 阿部 優 本吉郡南三陸町戸倉字津の宮 22 番地 8 後藤 長弥
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	196 人

宮城県告示第573号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 24 加入区
水 域	共第 116 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち名振の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	宮城県石巻市雄勝町名振字東 12－13 高橋 守次 宮城県石巻市雄勝町名振字東 12－21 永沼 孝
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	14 人

宮城県告示第574号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 26 加入区
水 域	共第 116 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち船越の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	宮城県石巻市雄勝町船越字天王山 335－12 高橋 哲男 宮城県石巻市雄勝町船越字荒 31－ 3 高橋 周一
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	30 人

宮城県告示第575号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 28 加入区
水 域	共第 116 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち大須の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	宮城県石巻市雄勝町大須字大須 164－ 1 阿部 浩信 宮城県石巻市雄勝町大須字大須 202－ 2 佐藤 廣宇
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	54 人

宮城県告示第576号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 30 加入区
水 域	共第 116 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち熊沢の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	宮城県石巻市雄勝町熊沢字熊沢 12 阿部 利昭 宮城県石巻市雄勝町熊沢字熊沢 58－4 藤井 貢
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	15 人

宮城県告示第577号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 105 条の 2 第 3 項の規定により届出のあった次の加入区に係る特定第 1 号漁業者の規約の設定についての同意は、同条第 1 項に規定する要件に適合するものと認める。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区の名称	宮城県第 34 加入区
水 域	共第 116 号漁業権の漁場の区域
区 域	宮城県漁業協同組合の雄勝町東部支所の地区のうち桑浜の区域（海岸線沖合 100 メートル未満の区域）
同意成立の届出年月日	令和 7 年 8 月 20 日
発起人の住所及び氏名	宮城県石巻市雄勝町桑浜字桑浜 38－4 小林 正敏 宮城県石巻市雄勝町桑浜字羽坂 64－2 永沼 利幸
漁業の種類	漁業災害補償法施行令（昭和 39 年政令第 293 号）第 5 条に規定するあわびをとる漁業
特定第 1 号漁業者数	16 人

宮城県告示第578号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項及び第 9 条第 1 項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（平成 31 年 3 月 29 日宮城県告示第 325 号）の一部を次のとおり変更する。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	縦覧場所
入山の 1	急傾斜地の崩壊	仙台市宮城野区岩切字入山	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

宮城県告示第579号

鳴瀬川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第30条第 2 項の規定により、令和 7 年 9 月 9 日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県北部地方振興事務所
所長 伊 藤 正 弘

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

ア 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10 トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 1,600 トン

イ 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、8 トン車以下、宮城県大河原土木事務所管内分）（単価契約） 26 キロリットル

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 宮城県大河原土木事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年9月29日（月）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1

宮城県大河原土木事務所庶務担当（担当 菊田 浩 電話 0224-53-3135）

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年10月6日（月）午後5時まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和7年10月23日（木）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和7年10月23日（木）午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年11月4日（火）午前9時から令和7年11月10日（月）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和7年11月4日（火）午前9時から令和7年11月10日（月）午後5時まで

(イ) 場所 (2)に同じ。

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するように提出す

ること。ただし、入札書を持参する場合は、(6)の開札の日時まで開札の場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所 開札の日は令和7年11月11日(火)とし、開札の時刻及び場所は1の(1)に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

ア 1の(1)のアの購入物品 午前10時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

イ 1の(1)のイの購入物品 午前11時 宮城県大河原合同庁舎中3F入札室

4 入札に参加することができない者 2に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第97条及び第98条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第113条及び第114条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法

ア 入札金額は1の(1)のアの購入物品にあつては1キログラム当たりの単価を、1の(1)のイの購入物品にあつては1リットル当たりの単価を1銭単位で記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税の相当額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)は、代金請求時に加算するものとする。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) **Nature and Quantity of the Items to be Purchased:** antifreeze (Unit-price contract)

(2) **Period of Supply:** From starting date of contract to March 31, 2026.

(3) **Place of Delivery:** Within Ogawara civil engineering office areas of jurisdiction.

(4) **Deadline for Bid:** Monday, November 10, 2025, 5:00 p.m.

(5) **Contact Person:** Hiroshi Kikuta, General Affairs Officer, Ogawara civil engineering Office, Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 129-1 Minami, Ogawara, Shibata, Miyagi, 989-1243 Japan. Tel.: 0224-53-3135

(6) **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 7 年 9 月 16 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び納入予定数量

ア 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準粒径、10 トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）

（単価契約） 1,330 トン

イ 凍結防止剤（液状塩化ナトリウム、8 トン車以下、宮城県北部土木事務所管内分）

（単価契約） 16 キロリットル

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 納入場所 宮城県北部土木事務所管内

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員若しくは暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係

者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(8) 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

(9) 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022-211-3335）へ令和7年10月3日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システム（以下「システム」という。）の利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

(2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒989-6117 宮城県大崎市古川旭四丁目1番1号

宮城県北部土木事務所経理班（電話 0229-91-0767）

(3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年10月6日（月）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和7年10月10日（金）午前9時から令和7年10月17日（金）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、令和7年10月17日（金）午後5時までに必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年10月24日（金）午前9時から令和7年10月27日（月）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(ア) 日時 令和7年10月27日（月）午後5時まで

(イ) 場所 (2)に同じ。

(ウ) 郵送による場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「開札日」及び「入札に係る調達物品の名称」を記載し、宮城県北部土木事務所長あてに親展で、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までには到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

（６） 開札の日時及び場所 開札の日は令和 7 年 10 月 28 日（火）とし、開札の時刻及び場所は 1 の（１）に掲げる購入物品ごとに次のとおりとする。

ア 1 の（１）のアの購入物品 午前 10 時 宮城県北部土木事務所

イ 1 の（１）のイの購入物品 午前 10 時 30 分 宮城県北部土木事務所

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

（１） 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 98 条第 1 項第 3 号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第 97 条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

（３） 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

（４） 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

（５） 入札金額の記載方法

ア 入札金額は 1 の（１）のアの購入物品にあつては 1 キログラム当たりの単価を、1 の（１）のイの購入物品にあつては 1 リットル当たりの単価を 1 銭単位で記載すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 消費税及び地方消費税の相当額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）は、代金請求時に加算するものとする。

（６） 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（７） 契約書作成の要否 要

（８） この契約は、電子契約を選択することができる。

（９） 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

（10） 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

（１） **Nature and Quantity of the Items to be Procured:** Antifreeze (Unit-price contract)

（２） **Period of Supply:** From starting date of contract to March 31, 2026.

（３） **Place of Delivery:** Within Northern civil engineering office areas of jurisdiction.

（４） **Deadline for Bid:** Monday, October 27, 2025, 5:00 p.m.

（５） **Contact Person:** Sachie Tanno, Accounting Group, Northern civil engineering office
Civil engineering section, Miyagi Prefectural Government, 4-1-1 Asahi, Furukawa, Osaki,
Miyagi, 989-6117 Japan. Tel: 0229-91-0767

（６） **Language and Currency Used in Contract Procedures:** Japanese and Japanese yen only.

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 9 月 16 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
	登米市中田町石森字川原毛 19 番 1、23 番 1
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	宮崎県都城市都北町 5511 番地 株式会社八光建設

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 7 年 9 月 16 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	登米市中田町上沼字新寺山下 42 番 5、42 番 6、42 番 7、42 番 8、43 番 3、43 番 4、44 番 3、44 番 4
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	登米市中田町上沼字新寺山下 45 番 1 有限会社小野寺運送